

平成29年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成29年8月10日 開会

平成29年8月10日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成29年8月10日（木曜日）午後3時30分開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
同意を求める件
- 日程第6 提案理由の概要説明
- 日程第7 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第8 議案第11号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第12号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第10 議案第13号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第11 議案第14号 平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番 佐藤純子

2番 武田正廣

3番	高橋大	4番	佐藤久勝
5番	菅原広二	6番	鈴木俊夫
9番	伊藤榮悦	10番	千葉健
11番	久留嶋範子	13番	青柳宗五郎
14番	鹿兒島巖	15番	小林信
16番	佐々木文明	17番	三浦正隆
18番	芦崎達美	19番	渡邊彦兵衛
20番	畠山菊夫	21番	齋藤多聞
23番	松田知己	24番	藤原義美
25番	佐々木謙吉		

欠席議員（4名）

7番	児玉一	8番	長谷部誠
12番	菊地衛	22番	高橋浩人

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	津谷永光
事務局長	佐々木吉丸	事務局次長 兼会計管理者	渋谷清美
総務課長 兼会計室長	鈴木学	業務課長	伊藤嘉貴

議会担当職員出席者

議会書記	小野洋樹	議会書記	佐々木和寛
------	------	------	-------

午後 3 時 4 6 分 開会

○議長（青柳宗五郎） ただいまの出席議員は 21 名です。定足数に達していますので、これから平成 29 年 8 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（青柳宗五郎） 議事に先立ちまして、平成 29 年 2 月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

6 市 1 町の議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。

選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださいますようお願い申し上げます。

五城目町長の渡邊彦兵衛議員です。

男鹿市長の菅原広二議員です。

湯沢市長の鈴木俊夫議員です。

由利本荘市長の長谷部誠議員、欠席であります。

大館市議会議長の佐藤久勝議員です。

秋田市議会議員の佐藤純子議員です。

鹿角市長の児玉一議員、欠席であります。

以上、7 名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしく願いいたします。

また、前男鹿市長の渡部幸男議員の議員任期満了に伴い、1 名欠員となっておりました議会運営委員会の委員について、議長指名により、男鹿市長の菅原広二議員を選任したことをご報告申し上げます。

日程第 1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第 1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、佐藤純子議員は 1 番、佐藤久勝

議員は4番、菅原広二議員は5番、鈴木俊夫議員は6番、児玉一議員は7番、長谷部誠議員は8番、渡邊彦兵衛議員は19番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、小林信議員、渡邊彦兵衛議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

栗林次美氏が平成29年3月6日をもって副広域連合長を辞職されたことに伴い、その後任として、北秋田市長津谷永光氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青柳宗五郎） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、直ちに採決することにしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで津谷副広域連合長の出席を求めます。

このまま暫時休憩します。

【午後3時52分 休憩 ・ 午後3時53分 開議】

○議長（青柳宗五郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、津谷副広域連合長からあいさつの申し出がございますので、発言を許します。

津谷副広域連合長、登壇でお願いします。

【津谷永光副広域連合長 登壇】

○副広域連合長（津谷永光） ただいま副広域連合長に選任をいただきました北秋田市長の津谷永光と申します。議長からお許しいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この秋田県後期高齢者医療広域連合は、平成20年度からの後期高齢者医療制度実施に備えて、県内すべての市町村が加入して設置されたものと承知をいたしているところであり、私どもの北秋田市も高齢化が進んでおりますが、高齢化率全国一の秋田県において、後期高齢者医療制度の果たす役割はますます重要なものになっております。

各市町村の皆様のご協力をいただきながら、広域連合の円滑な運営に努力をしまいたいと考えておりますので、皆様どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

甚だ簡単ではありますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

日程第6 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、提案理由の概要説明を行います。

議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から、議案第14号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 去る5月に、私自身3期目となりますが、広域連合長に就任いたしました秋田市長の穂積でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

広域連合議会が開会されるに当たり、この場をお借りしまして、一言、就任のあいさつを申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度発足から9年が経過したところでありますが、広域連合の安定的な運営が維持されるためには、構成市町村の制度への理解と協力が何より肝要であります。議員の皆様方におかれましては、今後も格段のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成29年8月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出議案について概要を説明申し上げます、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、平成29年度の制度改正についてであります。制度の持続可能性の確保、世代間・世代内の公平性や負担能力に応じた負担等の観点から、保険料軽減特例、高額療養費制度の自己負担限度額などについて、従来の制度の一部を見直す改正がなされました。このことについて、先般、制度見直し内容に関するリーフレットをすべての被保険者の皆様

に送付をして、周知に努めたところであります。

次に、昨年末に厚生労働省から公表されました保険料軽減判定におけるシステム誤りによる保険料の過大・過小徴収についてであります。厚生労働省の指示に基づき、3月から4月にかけて保険料の再賦課を行い、追徴111件、還付497件となったところであります。しかし、4月末に、厚生労働省から、さらに候補者が拡大する旨の事務連絡があり、10月に、再度、候補者の抽出及び軽減判定所得の再計算を実施し、保険料の再賦課を行う必要があることとなりました。今後とも、国の動向を注視し、市町村と連携しながら、対象となる被保険者の方々について、丁寧な対応に努めてまいります。

次に、一昨年度発生しましたマッサージ施術に係る2件の療養費不正受給についてであります。当広域連合からの刑事告訴により、詐欺被告事件として起訴されていた終治療院の代表者小松聡の刑事裁判は、5月に懲役3年の実刑が確定いたしました。既に確定している約1,775万円の債権について、できる限り回収に努めてまいります。

また、ベルサポート株式会社を被告とした療養費の不正受給に係る民事裁判については、第一審において、当方の主張が全額認められた判決が2月に言い渡されたものの、被告はその一部を不服として控訴いたしました。控訴審は現在も続いております。代表者の柴田幸夫は、詐欺容疑で6月に逮捕、7月に起訴され、刑事裁判については、この後、今月中に1回目の公判が行われる予定となっております。

療養費等の不正受給については、今後も、引き続き厳正に対処し、療養費の適正執行に努めてまいります。

さて、今議会には、条例案2件、専決処分の承認2件、予算案1件を提案いたしております。

初めに、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の訂正を実施した場合の通知に係る規定を改めるとともに、規定の整備をするため、改正しようとするものであります。

次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、再度の育児休業等を行うことができる特別の事情を改めるため、改正しようとするものであります。

次に、議案第12号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理を行うため改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第13号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る平成29年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため、所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第14号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成28年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億7,456万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,476億9,285万3,000円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第 7 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から

日程第11 議案第14号 平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第7、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から、日程第11、議案第14号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上5件を一括

議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から、日程第11、議案第14号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上5件を一括して議題といたします。

これより議案第10号から議案第14号までに対する質疑を行います。通告はございません。以上で議案第10号から議案第14号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第10号から議案第14号までに対する討論を行います。

通告はございません。以上で議案第10号から議案第14号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号平成29年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） 広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許可いたします。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、冒頭のあいさつでも申し上げましたが、平成29年度は、保険料軽減特例、高額療養費制度の自己負担限度額などについて、制度の一部を見直す改正が行われました。特に、今年度は見直しの対象とならなかった均等割の保険料軽減特例措置について、後期高齢者率が高く、かつ所得水準が低い本県においては、その影響が特に大きいことから、現行制度の継続的な維持について、国への要望活動を粘り強く続けてまいります。

議員各位におかれましては、制度の安定的な運営の観点から、なお一層のご協力を賜り

ますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成29年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時9分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員